



# 長野県報

3月15日(木)  
平成30年  
(2018年)  
第2957号

## 目 次

### 規 則

長野県組織規則の一部を改正する規則（人事課）	2
事務処理規則の一部を改正する規則（人事課）	2
長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	2
長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	3
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	3

### 告 示

生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課）	3
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称等の変更の届出（地域福祉課）	4
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の休止の届出（地域福祉課）	4
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出（地域福祉課）	4
生活保護法に基づく施術者の指定（地域福祉課）	5
都市計画事業の事業計画の変更認可（4件）（生活排水課）	5
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可申請及び調査結果書類の縦覧（資源循環推進課）	6
保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）	7
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（5件）（森林づくり推進課）	7
公共測量の実施（建設政策課）	8
公共測量の終了（4件）（建設政策課）	9
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	9
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	10
昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会）	10

### 公 告

林業種苗法に基づく生産事業者の登録（森林づくり推進課）	11
特定調達契約に係る落札者の決定（建設政策課技術管理室）	11
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市・まちづくり課）	11
正誤（森林づくり推進課）	11

長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月15日

長野県知事 阿部 守一

**長野県規則第5号**

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第26条中第15号を第16号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 住宅宿泊事業に関すること。

第81条の3第4項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 住宅宿泊事業に関すること。

第81条の7第4項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 住宅宿泊事業に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**人 事 課**

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月15日

長野県知事 阿部 守一

**長野県規則第6号**

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の15の(42)を同(43)とし、同(26)から(41)までを同(27)から(42)までとし、同(25)の次に次の事項を加える。

(26) 住宅宿泊事業に関する事項

住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）の規定に基づく次の事項

ア 第3条第1項の規定による住宅宿泊事業の届出の受理

イ 第3条第4項の規定による変更の届出の受理

ウ 第3条第6項の規定による廃業等の届出の受理

エ 第8条第1項（第36条において準用する場合を含む。）

の規定による宿泊者名簿の提出の要求

オ 第14条の規定による報告の受理

カ 第15条の規定による業務改善命令

キ 第16条第1項の規定による業務停止命令

ク 第16条第2項の規定による住宅宿泊事業の廃止の命令

ケ 第16条第3項の規定による業務停止命令等の通知

コ 第17条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査

サ 第45条第2項の規定による報告の徴収又は立入検査

別表第2の16中「(36)から(42)」を「(37)から(43)」に改める。

別表第3の7中「同(26)のアの(ト)」を「同(26)のコ及びサ、同(27)のアの(ト)」に、「同(27)のエ、同(28)、同(29)のアの(テ)」を「同(28)のエ、同(29)、同(30)のアの(テ)」に、「同(30)のアの(7)、同(31)から同(34)」を「同(31)のアの(7)、同(32)から同(35)」に、「同(35)のイ」を「同(36)のイ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年6月15日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（保健所長への委任事項の特例）

2 この規則の施行の日前における住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）附則第2条第1項の規定による住宅宿泊事業の届出の受理は、保健所長に権限を委任する事項とする。

**人 事 課**

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月15日

長野県公安委員会委員長 日置 勇二

**長野県公安委員会規則第2号**

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則（昭和38年長野県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第30条第3項及び第4項ただし書中「長野県上田警察署」の次に「、長野県佐久警察署」を加える。

別表第1の警務部の項中「総務係 文書係」を「総務係」に改め、同表の生活安全部の項中「ストーカー・配偶者暴力対策係」を「企画指導係 ストーカー・配偶者暴力対策係」に改め、同表の刑事部の項中「指導係 取調べ指導係」を「指導第一係 指導第二係」に改め、同表の交通部の項中「軽井沢分駐隊 佐久分駐隊」を「佐久分駐隊」に改める。

別表第4の課等の項中「、副工場長」を削る。

附 則

この規則は、平成30年3月19日から施行する。

**警 务 課**

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月15日

長野県公安委員会委員長 日置勇二

### 長野県公安委員会規則第3号

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則（昭和35年長野県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「

77	118	375	278	171	1,019	287	1,306
----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」を

「

78	116	375	280	167	1,016	287	1,303
----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」に、

「

42	133	618	759	748	2,300	158	2,458
----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」を

「

41	135	618	757	752	2,303	158	2,461
----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

警務課

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月15日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

### 長野県人事委員会規則第2号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を

改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年長野県人

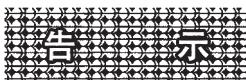
事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「公益財団法人長野県国際化協会」を「公益財団法人長野県国際化協会 公立大学法人長野県立大学」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

人事委員会事務局



### 長野県告示第199号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成30年3月15日

長野県知事 阿部守一

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あさむら耳鼻咽喉科クリニック	上田市秋和304-5	平成29年8月1日
大谷外科・眼科	上田市常田3-2-8	平成30年1月1日
ライフクリニック蓼科	茅野市豊平3317-1	平成29年9月1日
しおはら小児科・皮膚科クリニック	塩尻市広丘郷原1762番地321	平成30年1月1日
てらおかクリニック	佐久市甲字向原1062番地2	平成30年1月1日